

トラサポ通信

2023/6/1
Vol.56



気になるニュース



ラストワンマイルの人材不足を軽貨物事業者を増やして対応しよう、という流れが大きくなってきています。しかし、軽自動車の事故はどんどん増えていることが問題視されています。ほとんど対面点呼がなされていない状況を踏まえて、初任適性診断を受診させたり、1時間の法令研修を実施したりすることでなんとか安全なことをアピールしようとしています。しかし、軽黒ナンバーの乗用解禁もそこまで利用されていない現状を考えると、軽事業者へのハイエース解禁はそもそもなされない気がしますし、任意保険料など考えると参入してくる事業者も少ないのではないかと考えています。



ドライバー教育道場



年間12項目の教育内容をほんの少しずつ掲載していきます。今回は事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項についてです。



車両の日常点検は毎日実施していますか？記録表に盲目的にチェックしているだけではありませんか？日常点検は必ず対面点呼の前に実施です。日常点検がOKということを経営管理者に対面点呼で報告してから出発してください。日常点検はまず車の周りを1周してタイヤの空気圧、亀裂などをチェックしてください。キャブをティルトしてブレーキ液量などをチェック。運転席に座って、パーキング・ブレーキレバーの引きしろチェック。エンジン始動して異常がないかチェックなど確実に点検しましょう。

【発行者】

〒991-0013

山形県寒河江市高田3丁目93番地の1
行政書士佐藤洋文事務所

電話 0237-85-2155

F A X 0237-85-3334

メール sato@satogyosei-office.com

【主要取扱業務】

- ・一般貨物自動車運送事業許可申請
- ・巡回指導対策(運送事業)
- ・第一種利用運送事業登録申請
- ・産業廃棄物収集運搬業許可申請
- ・建設業許可申請
- ・自動車登録、出張封印